

# 不祥事防止・法令遵守のための監査役監査チェックリスト

## 1. 目的

企業不祥事防止のための監査役監査チェックリストは、第1編として「内部統制構築・運用状況の監査チェックリスト」、第2編として「経営者の関与する不祥事監査のチェックリスト」の2部構成となっている。

第1編の「内部統制構築・運用状況の監査チェックリスト」は、企業経営を健全かつ効率的に運営するために経営者によって構築される内部統制について、特に不祥事を予防・牽制・早期発見するために、監査役がその構築・運用状況の監査を行う際に利用していただく実施要領として作成した。

なお、企業不祥事のうち、経営者自身が関与する不祥事の場合は、従業員の行う不祥事と異なり、経営者自身が内部統制を無効化しうる地位にいるために、内部統制の有効性に依拠した監査では、その目的を十分に達成することが困難と考えられることから、第2編として「経営者の関与する不祥事監査のチェックリスト」を作成したので、両者を一体として活用願いたい。

## 2. 特徴等

本チェックリストは、監査役協会ケース・スタディ委員会が平成15年度テーマとして「企業不祥事と監査役の役割」について行った研究のなかで、「事例分析」および「社長アンケート」を行っており、それらの検討結果を踏まえて作成した。

また、本チェックリストの作成にあたり、当協会が従前に公表した、下記研究報告書の「チェックリスト」を土台にするとともに、金融検査マニュアルの「法令遵守態勢」「リスク管理態勢」のうち、金融機関以外の産業に適用可能なものを取捨選択し、作成しているので、併せて、ご一読、ご参照願いたい。

- (1) 「企業不祥事防止のための監査役の監査チェックリスト」(平成9年9月、企業倫理特別委員会「企業不祥事防止と監査役の役割」)
- (2) 「内部統制の評価に関するチェックリスト」(平成12年5月、内部統制と監査役監査研究会「企業経営における内部統制と監査役」)
- (3) 「金融検査マニュアル」(平成15年2月改正、金融庁)

## 不祥事防止・法令遵守のための監査役監査チェックリスト 目次

<p>第1編「内部統制構築・運用状況の監査チェックリスト」... 1</p> <p>第1章 統制環境 ..... 2</p> <p>    第1項 経営トップ ..... 2</p> <p>    第2項 法令遵守体制（コンプライアンス）の確立 ..... 3</p> <p>第2章 リスクの評価 ..... 4</p> <p>    第1項 リスク管理体制 ..... 4</p> <p>    第2項 リスクの識別・分析 ..... 4</p> <p>第3章 統制活動 ..... 5</p> <p>    第1項 内部統制部門による統制活動 ..... 5</p> <p>第4章 情報と伝達 ..... 9</p> <p>    第1項 組織内部の情報伝達 ..... 9</p> <p>    第2項 独立した情報伝達経路 ..... 9</p> <p>    第3項 危機における情報伝達 ..... 9</p> <p>    第4項 情報開示 ..... 10</p> <p>第5章 監視活動 ..... 10</p> <p>    第1項 日常的監視活動 ..... 10</p> <p>    第2項 独立の内部部門による監査 ..... 11</p> <p>    第3項 親会社による子会社・関係会社の監視活動 ..... 12</p> <p>    第4項 外部監査の活用 ..... 12</p>	<p>第2編「経営者の関与する不祥事監査のチェックリスト」 ..... 14</p> <p>第1章 経営者の関与する不祥事の主体的要因（圧力と動機）の チェックリスト ..... 17</p> <p>    第1項 「不祥事」への「圧力」と「動機」の把握 ..... 17</p> <p>    第2項 「不祥事」への「圧力」と「動機」の例示 ..... 17</p> <p>第2章 経営者の関与する不祥事の促進的要因（人格と環境）の チェックリスト ..... 22</p> <p>    第1項 経営者自身の個人的要因 ..... 22</p> <p>    第2項 「不祥事」を許す組織環境的要因 ..... 23</p> <p>第3章 会計監査領域のチェックリスト ..... 24</p> <p>    第1項 会計監査人監査の相当性判断 ..... 24</p> <p>    第2項 会計監査人との連携 ..... 26</p> <p>第4章 業務監査領域のチェックリスト ..... 27</p> <p>    第1項 監査の基本的考え方 ..... 27</p> <p>    第2項 監査実施の方法 ..... 28</p> <p>第5章 著しい善管注意義務違反領域のチェックリスト ..... 31</p> <p>    第1項 経営判断の原則に基づくチェック ..... 31</p> <p>    第2項 意思決定手続の監査の実施方法 ..... 31</p> <p>    第3項 意思決定内容の監査の実施方法 ..... 32</p>
--	--